龍ケ崎市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、龍ケ崎市教育委員会教育長から同法第199条第14項の規定による通知があったので、 当該措置の内容を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 9 日

龍ケ崎市監査委員 大 山 文 彦 同 寺 田 寿 夫

## 龍ケ崎市監査委員様

## 龍ケ崎市教育委員会教育長 大古 輝夫

定期監査に係る措置状況について(通知)

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和7年3月26日付、龍監第10号により報告を受けたところです。 当該報告において指摘事項等とされた事項については、別紙の措置を講じる こととしたので、同条第14項の規定に基づき通知します。

対象部	対象課	確認した事実等	措置状況の内容等
教育委員会	教育総務課	区分 契約事務  件名 指摘 馴柴小学校運営費、修繕料(備	請求書を受け付けたすぐ後に、支払の 手続きを行うことを課員に周知徹底する とともに、今後このような事案が発生し ないよう、各自事務処理の見直し、改善 を行うものとする。 また、グループリーダーをはじめとす る管理職がミーティング時に、失念して いないか確認し、支出状況について チェックを行う。